

第1章 新型コロナウイルス感染症への対応

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

1. 新型コロナウイルスの感染拡大

2019年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、その後短期間に全世界に拡大した。日本でも、2020年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、感染者が増加し、国民生活に様々な影響を及ぼした。

2. 政府における対応（新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等）

（1）新型コロナウイルス感染症に関する事実

我が国においては、2020年1月15日に最初の感染者が確認された後、2021年4月末時点（国内事例）で、陽性者数 588,900名、死亡者数 10,226名が確認された。

2020年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、2020年3月28日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、基本的な対処の方針について定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、2020年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

2020年5月14日には、その時点における感染状況等の分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、2020年5月21日には、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

その後、2020年5月25日に、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

夏以降、減少に転じた新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっ

ていったことから、クラスター発生時の大規模・集中的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、政府と都道府県等が密接に連携しながら、対策を講じていった。また、2020年10月23日の新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、2021年1月7日、政府対策本部長は、特措法に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を2021年1月8日から2月7日までの31日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

その後、2021年1月13日に、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は2021年1月14日から2月7日までの25日間である。

2021年2月2日には、2月8日以降については、特措法に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を2021年3月7日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、2021年2月3日に成立した。これにより改正された法は2021年2月13日に施行された。

2月26日には、3月1日以降については、特措法に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

3月5日には、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長することとした。

その後、3月18日に、上記4都県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

今後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（2021年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

2021年4月1日には、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、特措法に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年4月5日から5月5日までの31日間とし、重点措置区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

2021年4月9日に、4月12日以降については、特措法に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年4月12日から5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年4月12日から5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

2021年4月16日に、4月20日以降については、特措法に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年4月20日から5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

新規報告数は2021年3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重症者数も増加が見られた。

また、影響が懸念される変異株の感染者の増加がみられ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。

こうした状況を踏まえ、2021年4月23日には、政府対策本部長は、特措法に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は2021年4月25日から5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく2021年4月23日に、特措法に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「2021年4月5日から5月5日まで」から「2021年4月5日から5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「2021年4月12日から5月5日まで」から「2021年4月12日から5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年4月25日から5月11日までの17日間とする旨の公示を行った。

2021年5月7日に、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、緊急事態措置区域として愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を2021年5月31日まで延長することとした。

また、同じく2021年5月7日に、5月9日以降について、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年5月9日から5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2021年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、2020年3月26日、特措法に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、特措法に基づく政府対策本部が設置された。

その後、2020年3月28日に、特措法に基づき、「基本的対処方針」を決定し、各種対策を講じてきた。

その後も感染状況等に応じた基本的対処方針の変更を行い、2021年5月7日の変更において、新型コロナウイルス感染症の対処に関して下記のとおり全般的な方針が示された。①これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。②緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。③重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。④その他の感染の再拡大が認められる地域では、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。⑤感染拡大を予防する「新しい生活様式」の

定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。⑥的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。⑦新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。⑧緊急事態措置区域、重点措置区域においては、医療提供体制等の確保に全力をあげて取り組む。その他の地域も併せ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制を整備する。

3. 障害のある人に関わる主な措置（2021年4月現在）

（1）障害福祉関係

障害福祉サービス等事業所を始めとする社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

そのため、厚生労働省では、地方自治体に対し、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項や衛生用品等の適切な管理、障害福祉サービス等の報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の柔軟な取扱いについて要請するとともに、緊急事態宣言後の対応等について周知した。

障害福祉サービス事業者等への支援として、令和2年度第一次補正予算において、感染者が発生した事業所等への各種手当や消毒の費用などのかかり増し費用、人員確保のための費用の助成を実施した。また、令和2年度第二次補正予算において、感染症対策の実施のために必要なかかり増し費用やサービス利用休止中の利用者への利用再開支援に係る費用を助成するとともに、利用者と接する職員に対し慰労金を支給した。

このほか、障害福祉サービス現場における感染症への対応力の底上げを図るため、感染対策マニュアルや業務継続ガイドラインを策定し、周知した。

また、視聴覚障害者等、情報・コミュニケーション支援を必要とする者に対する新型コロナウイルス感染症への対応について、相談に関する連絡先（電話、FAX番号やメールアドレス）の周知、ホームページ上の情報のテキストデータや字幕映像の提供等、障害特性を踏まえた情報提供の配慮を地方自治体に対して要請した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国民が不安やストレスを抱えていることから、都道府県・指定都市に設置されている精神保健福祉センター等において、新型コロナウイルス感染症に起因する心のケアに関する相談対応を実施している。また、新型コロナウイルス感染症による国民の心理面への影響を把握するため、「新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査」を実施し、調査結果を踏まえて作成した国民向けリーフレットを地方自治体等に配布した。

（2）障害者雇用関係

ハローワークにおいては、感染拡大防止の観点から、電話による職業相談や、郵送又はインターネットなどできる限り来所を求めない方式により求職申込み又は求人申込みが可能であることを周知した。また、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて、できる

限り来所を求めない方式により支援の継続に努めること等、柔軟な対応を推進した。2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるため、引き続きオンライン支援等の対面以外の相談を推奨することにより、感染予防を図りつつ、継続した支援を行っていく。

さらに、支援対象障害者の職場定着支援（障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金）について、従来対面での支援を助成対象としていたところ、ICT等を活用したオンラインによる支援も助成対象とした。

また、事業主による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金について支給要件の緩和、助成内容の拡充等の特例措置を講じたほか、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース及び障害者短時間トライアルコース）について、トライアル雇用期間に感染拡大防止のため休業した事業主は、休業期間を当初のトライアル雇用期間から除き、トライアル雇用の終了予定日の翌日から起算して、当該除外された期間に相当する勤務日数分を、トライアル雇用期間に追加できることとした。

加えて、事業者団体に対して、障害のある人の雇用の安定に向け、特段の配慮を求める要請を行った。

(3) 教育関係

各教育機関等における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、国内で感染者が確認され始めた当初より、文部科学省において、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る情報を、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に周知するとともに、安全確保に細心の注意を払う旨を教育委員会等に依頼するなど、各種対応を行ってきた。

ア 初等中等教育

2020年2月27日に開催された対策本部において、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示された。このことを受け、翌28日に、文部科学省から各学校の設置者へ春季休業開始日までの間の臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置が取られた。

この一斉臨時休業に際し、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の中には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない者がいることも考えられることから、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと等を要請するなど、障害のある子供の居場所の確保に取り組んだ。

さらに、2020年3月24日に学校の再開に向けて「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を周知し、その後、これらのガイドライン等については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」として整理し、周知した。なお、「臨時休業ガイドライン」については、専門家会議の見解や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、改訂を行った。

また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学びを保障するために、2020年4月10日に「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」において、学校が課す家庭学習に関する基本的な考え方を示すとともに、5月7日に「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生

徒の家庭学習支援に関する留意事項について」において、障害のある児童生徒の家庭学習を支援するに当たり、障害種毎の家庭学習上の留意事項を通知するとともに、各学校において家庭学習への支援を積極的に行うことを要請した。

緊急事態宣言は段階的に解除されたが、学校においては児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であることから、学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組の参考になるよう5月22日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、最新の知見を踏まえ、随時改訂し、周知している。6月19日には、これまで文部科学省がガイドラインやマニュアル等で示してきた障害のある幼児児童生徒への指導等を行う際の基本的な考え方などを「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」として整理し、周知した。

2021年1月7日に内閣総理大臣より行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び13日の区域拡大を受けて、小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知した。

イ 高等教育

高等教育段階においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と学生の学修機会の確保を両立するため、2020年6月5日に「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」をまとめ、各大学等に対して周知を行った。また、コロナ禍においても学びを継続するため、大学等における遠隔教育の実施に関する環境整備への支援を行うとともに、障害のある学生の受講についても配慮するよう、2020年5月22日に「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」において周知した。他方、大学教育はオンライン授業だけでなく、人的交流機会も重要であるため、2020年9月15日に発出した「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」等により、各大学等に対して、感染防止対策を十分に講じた上での対面授業の機会の確保について検討を促すとともに、各大学等における取組や状況についての調査を実施し、優れた事例や工夫と併せて、授業実施に関する留意事項等について、累次にわたって周知を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し経済的に困窮した学生等が、進学・修学をあきらめないようにしっかり支えることも重要であるため、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の貸与型奨学金による支援を行ったほか、授業料等減免を実施する大学等への支援を行った。

ウ 社会教育

文部科学省は、公民館や図書館等の社会教育施設について、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促しているところである。新型コロナウイルス感染拡大への対応としては、2020年5月に公民館や図書館等の全国組織が策定した感染症対策ガイドラインを地方公共団体に周知することにより、感染予防対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染拡大時においても障害のある人を含む地域住民が学びの機会を確保できるよう、公民館や図書館等の取組事例を紹介した。加えて、文部科学省からの周知のみならず、全国の地方公共団体の生涯学習・社会教育部局担当職員、社会教育施設等職員を対象に、2020年11月にコロナ禍における社会教育の在り方に関する情報交換会を実施し、全国の関係者間の情報共有の促進に取り組んだ。

(4) スポーツ、文化芸術

ア スポーツ

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期になったことに加え、2020年第7回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・北海道や第54回全国ろうあ者体育大会が中止となり、全国障害者スポーツ大会が2023年に延期となるなど、多くの障害者スポーツに係る大会・イベントに影響が生じた。

このような状況を踏まえ、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、各種スポーツイベントの再開に当たっての基準や再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を策定した。また、スポーツ庁は、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進するため、スポーツイベント主催者による会場における感染拡大防止対策及び継続的な顧客獲得のための広報への支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主に対し、感染対策を取りつつ、活動の再開・継続を行うための積極的取組に必要な経費の支援を行った。

イ 文化芸術

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障害者芸術等に関するイベントも含め、文化芸術関係イベントの中止や開催方式の変更等文化芸術活動は多大なる影響が生じた。

そのため、政府全体としての雇用維持等に向けた取組に加えて、持続化給付金、雇用調整助成金や中止等となった文化芸術関係イベントのチケット代金の寄附に係る税制特例、税や社会保険料の猶予など、あらゆる手段で、文化事業の継続と雇用の維持を図ってきた。

加えて、文化庁においては、令和2年度第1次・第2次・第3次補正予算を活用し、文化施設の感染症対策、文化芸術団体の活動継続や収益力強化の取組、感染対策を十分に実施したうえで、行う積極的な公演への支援等を通じ、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて取り組んだ。